

浦安市規則第94号

浦安市難病者見舞金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、難病者に対し難病者見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 難病者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 千葉県知事から難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証（以下「千葉県特定医療費（指定難病）受給者証」という。）の交付を受けている者

イ 千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年7月1日制定千葉県要綱）に規定する特定疾患医療受給者証（以下「特定疾患医療受給者証」という。）の交付を受けている者

ウ 千葉県知事から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に規定する医療受給者証（以下「千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証」という。）の交付を受けている者

エ 千葉県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱（平成元年9月1日制定千葉県要綱）に規定する先天性血液凝固因子障害等受給者証（以下「千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証」という。）の交付を受けている者

(2) 保護者 配偶者、親権者又は後見人その他の者であつて、難病者と生計を一にし、現に看護するものをいう。

(対象者)

第3条 見舞金の支給を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている難病者又はその保護者とする。ただし、次

の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 難病者が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は浦安市重度心身障がい者手当支給条例（昭和54年条例第10号）に基づく重度心身障がい者手当の支給を受けているとき。
- (2) 難病者の保護者が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当又は浦安市心身障がい児手当支給条例（昭和56年条例第73号）に基づく心身障がい児手当の支給を受けているとき。ただし、当該難病者に係るものに限る。

（見舞金の額）

第4条 見舞金の額は、月額5,000円とする。

（支給期間及び支給期月）

第5条 見舞金の支給は、次条の規定による申請のあった日の属する月から始め、見舞金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

- 2 見舞金は、8月及び2月に、それぞれの前々月までの分を支給するものとする。ただし、見舞金を支給すべき事由が消滅した場合においては、支給月でない月であっても支給することができる。

（支給の申請）

第6条 見舞金の支給を受けようとする難病者又はその保護者は、浦安市難病者見舞金支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類（申請日時点で有効なものに限る。）を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 千葉県特定医療費（指定難病）受給者証の写し、特定疾患医療受給者証の写し、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証の写し又は千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（支給の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その結果を浦安市難病者見舞金支給決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市難病者見舞金支給却下通知書（別記第3号様式）により、当該難病者又はその保護者に通知するものとする。

(更新の届出)

第8条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、第6条第1号に規定する書類を更新したときは、浦安市難病者見舞金更新届（別記第4号様式）に当該書類の写しを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第9条 受給者は、第6条の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は第3条に規定する対象者でなくなったとき（受給者が死亡したときを除く。）は、浦安市難病者見舞金変更・資格喪失届（別記第5号様式）により、速やかに市長に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第10条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、浦安市難病者見舞金変更・資格喪失届（別記第5号様式）にその死亡を証する書類を添えて、14日以内に、市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の通知)

第11条 市長は、前2条の規定による届出により、第3条に規定する対象者でないことを確認したときは、浦安市難病者見舞金資格喪失通知書（別記第6号様式）により、当該届出をした者に通知するものとする。

(支給決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受け、又は見舞金の支給を受けたとき
- (2) 受給者が正当な理由がなく第8条の規定による届出をせず、又は書類を提出しないとき
- (3) 公簿等によって第3条に規定する対象者でないことを確認したとき

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、浦安市難病者見舞金支給決定取消通知書（別記第7号様式）により、当該支給の決定を受けていた難病者又はその保護者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により見舞金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に見舞金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、浦安市難病者見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にされている浦安市難病者見舞金支給要綱を廃止する告示（令和6年告示第165号）の規定による廃止前の浦安市難病者見舞金支給要綱第5条の規定により決定のあった者（第3条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、この規則による支給の決定をされた者とみなす。